

佐賀県東部工業用水道規程第4号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号。以下「条例」という。）第19条の規定、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）<u>第7条</u>の規定及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の規定により、佐賀県東部工業用水道に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与及び旅費の額、支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(昇給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として一般職員又は現業職給与規則の適用を受ける職員の例により決定するものとする。</p> <p>3 55歳（現業職給与規則の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の前項の規定の適用については、<u>同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号。以下「条例」という。）第19条の規定、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）<u>第13条</u>の規定及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の規定により、佐賀県東部工業用水道に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与及び旅費の額、支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(昇給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定により職員（<u>次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。</u>）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として一般職員又は現業職給与規則の適用を受ける職員の例により決定するものとする。</p> <p>3 55歳（現業職給与規則の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の<u>第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて一般職員又は現業職給与規則の適用を受ける職員の例により決定するものとする。</u></p>

改正前	改正後
4 略	る。 4 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。
(平成25年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 2 平成25年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規程による改正後の佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程第7条第3項の規定の適用については、同項中「当該年齢に達した日後の最初の4月1日」とあるのは、「佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正(平成25年佐賀県東部工業用水道規程第4号)の施行の日」とする。